

財務省告示第百三十五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成二十年三月二十一日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成二十年四月三日  
 財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百九十 十回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で七百五十四億円	七百五十五億八千八百五十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十年三月二十一日

十 発行価格 額面金額百円につき百円二十五

十一 利率 年一・四パーセント

の経過利率 年金積立金管理運用独立行政法

人の理事長は、払込金額に追加、  
次の算式により算出した金額を  
第十八号の規定する期日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{365}}$$

平成二十年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日

十五 償還期限 利子をその日以前六月間に属する

十六 償還金額 平成三十年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十七 払込場所 日本銀行  
平成二十年三月二十一日

十八 払込期日